

人材紹介契約書

〇〇(以下「甲」という)と、合同会社yoasobi(以下「乙」という)とは、甲の人材採用に関し、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、下記のとおり契約する(以下「本契約」という)。

第1条(委託事項)

甲は乙に対して、甲が必要とする人材の採用に関する人材紹介業務(以下「本件業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(報酬の発生)

1. 甲が、乙から紹介された人材の採用を決定し、当該人材が現実に出社し勤務を開始した日(以下当該人材を「採用決定者」といい、当該日を「入社日」という。)より、乙は甲に報酬を請求できるものとする。報酬は、以下の計算式により算出した理論年収の35%とする。

理論年収=月額固定給×12ヶ月+前年度実績賞与額

2. 前項の計算において、月額固定給は、基本給、役職手当及びその他毎月固定で支払われる諸手当とし、通勤交通費及び時間外・休日深夜労働手当その他毎月変動する手当は含まないものとする。

3. 甲は、採用決定者の入社日の属する月の翌月末日(同日が銀行等金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日とする。)までに、前項に定める報酬を、乙の指定する銀行口座へ振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第3条(本件報酬の額の見直し)

1. 採用決定者の入社後6ヶ月以内に、甲と採用決定者が採用決定時に締結した雇用に関する契約(以下「本件雇用契約」という)に含まれない業務が発生した場合、または、本件雇用契約に定めた時間を越えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙および採用決定者は、協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。

2. 採用決定者の入社後6か月以内に前項の本件雇用契約の変更が行われた場合、甲は、採用決定者の賃金の額の変更に応じ、前条第1項に規定する算定方法によって、本件報酬の額を再算定し、その結果、再算定後の本件報酬の額が従前の額を上回る場合、甲は、乙に対し、その差額(以下「追加報酬」という)を支払うものとする。

3. 前項の場合、甲は、本件報酬の額の再算定後速やかに、乙に対し、追加報酬の請求を行う。追加報酬の支払いは、第2条第2項の規定を準用する。

第4条(資料等の提供)

甲は乙に対し、乙の要請に従い、本件業務の遂行に必要な資料および情報の提供を行うものとする。

第5条（採用の決定と通知） 甲は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない）を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第6条（特命事項）

第3条および4条の規定にかかわらず、甲が特に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合等、特命事項についての本件報酬の発生および額等に関しては、甲および乙にてその都度定める。この場合、乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払請求を定めることも妨げられないものとする。

第7条（返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容及著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。入社辞退、退職、解雇が入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の100% 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の50% 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：本件報酬の10%

第8条（機密の保持）

甲および乙は、それぞれ、本契約の締結または履行に際して知り得た情報を第三者に開示、提供または預託してはならない。但し、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第9条（保留事項）

1. 候補者につき乙の紹介日から12箇月を経過しない間に、乙紹介以外の方法によって申し込み者への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。

なお、甲は、乙の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合は、その限りではない。

2. 申込者は、当社の紹介後、特段の事由がない場合、乙への事前通知がなく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用してはならない。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。

3. 甲が、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づく候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。

4. 甲は、報酬支払を免れる目的をもって本条第2項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者1名につき報酬相当額の2倍の違約金を乙に支払うものとする。

第 10 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

① 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会 屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者 (以下あわせて「反社会的勢力」という。) であること

② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること

③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること

④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること

⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること

2. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる

3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

4. 甲又は乙に第 1 項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第 11 条 (解除)

1. 甲及び乙は、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、相手方が本契約に違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、他方は何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 営業の許可取消し又は停止等があったとき

(2) 支払停止若しくは支払不能、又は手形不渡りとなったとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき

(4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

(5) 租税公課の滞納処分を受けたとき

(6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき

(7) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(8) 民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき

(9) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

(10) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき

(11) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3. 本契約の解除は、甲又は乙の相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

4. 甲又は乙が第2項各号の一に該当する場合、当該当事者は、何らの催告なしに、自己の債務について直ちに期限の利益を喪失するものとする。

第 1 2 条 (中途解約)

甲が、本契約の有効期間中に本契約を解除する場合、1か月前までに乙に書面で通知することにより、本契約を途中で解約することができる。

第 1 3 条 (有効期間)

本契約の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。ただし本契約の有効期間満了の1か月前までに、甲または乙から、相手方に対し、契約内容の変更の旨の、または、本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、本契約は同内容にて1年単位で自動更新するものとする。

第 1 4 条 (合意管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 1 5 条 (協議) 本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。本契約成立の証として、甲乙は本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、甲乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

令和5年4月1日

甲 住 所

会社名

氏名

印

乙 住 所 京都市西京区川島調子町49番地17

会社名 合同会社yoasobi

氏名 代表者 代表社員 濱田 悠佑

印